

# 負担限度額表（令和8年8月1日以降）

段階	所得要件	居住費等の負担限度額							食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室		多床室			
				老健・医療院等	特養等	老健・医療院等（室料徴収なし）	老健・医療院等（室料徴収あり）	特養等	
1段階	・生活保護受給者 または ・老齢福祉年金受給者 （本人及び世帯全員・配偶者が住民税非課税） ・預貯金額 1,000 万円以下 （夫婦 2,000 万円以下）	880 円	550 円	550 円	380 円	0 円	0 円	0 円	300 円 【300 円】
2段階	・本人及び世帯全員・配偶者が住民税非課税 ・年金収入等＋合計所得金額 82.65 万円以下 ・預貯金額 650 万円以下（夫婦 1,650 万円以下）	880 円	550 円	550 円	480 円	430 円	430 円	430 円	390 円 【600 円】
3段階 (1)	・本人及び世帯全員・配偶者が住民税非課税 ・年金収入等＋合計所得金額 82.65 万円超～120 万円以下 ・預貯金額 550 万円以下（夫婦 1,550 万円以下）	1,370 円	1,370 円	1,370 円	880 円	430 円	430 円	430 円	680 円 【1,030 円】
3段階 (2)	・本人及び世帯全員・配偶者が住民税非課税 ・年金収入等＋合計所得金額 120 万円超 ・預貯金額 500 万円以下（夫婦 1,500 万円以下）	1,470 円	1,470 円	1,470 円	980 円	430 円	530 円	530 円	1,420 円 【1,360 円】
4段階 (非該当) ※基準費用額 (施設設定額)	・世帯に課税者がいる方 ・市町村民税本人課税者 ・預貯金等が基準額を超える方	2,066 円	1,728 円	1,728 円	1,231 円	437 円	697 円	915 円	1,545 円

※第4段階は負担限度額認定の対象外であり、各施設が設定する基準費用額を負担します。

※【 】内の金額は短期入所サービス（ショートステイ）利用時の食費負担限度額です。

※年金収入等には非課税年金（遺族年金・障害年金等）を含みます。

※配偶者には世帯分離している配偶者を含みます。

※預貯金額は本人及び配偶者の合計額です。